

国民健康保険及び 後期高齢者医療保険の主な改正ポイント

問合せ：保険健康課 ☎0495-77-2113

◆入院時の食事代の標準負担額が変わります

今まで入院時の食事代は、医療機関に入院した時に必要となり、食材費相当額のみ自己負担でしたが、平成28年4月からは調理費相当額も負担することになります。

ただし、平成28年4月1日において、1年を超えて精神病床に入院している方の食事代については、当分の間、据え置くことになりました。

1食当たりの標準負担額

区分	対象者の分類	食事療養標準負担額	
A	B、C、Dのいずれにも該当しない方	1食につき360円 (平成30年4月1日からは1食につき460円)	
B	C、Dのいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病病児等 ^{*1}	1食につき260円	
C	低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯（Dに該当する方を除く）	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき210円 (変わりません)
		過去1年間の入院期間が90日超	1食につき160円 (変わりません)
D	低所得者Ⅰ：Cのうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の方	1食につき100円 (変わりません)	

※下線部分が、今回の見直しによる改正部分になります。

※1 小児慢性特定疾病病児等は国民健康保険のみになります。

◆紹介状なく、大病院等で受診する場合は「定額負担」が必要になります

医療機関における外来の機能分化を進めるため、平成28年4月からは、紹介状なしで特定機能病院及び500床以上の大病院を外来受診する場合、原則として初診時または再診時に3割～1割の自己負担に加え、定額負担が必要になります。

定額負担の金額は、初診5,000円（歯科は3,000円）、再診2,500円（歯科は1,500円）が最低金額になります。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合については、定額負担を求められない場合があります。

◆パートやアルバイトでお勤めの方へ

平成28年10月から短時間労働者の社会保険の適用が拡大されます。

健康保険の適用基準が緩和されたことにより、従業員数501人以上の事業所でパートなど短時間労働者として働かれている方で、1週間の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす場合は、「短時間被保険者」として健康保険が適用されます。詳しくは、お勤めの事業所等にご確認ください。

平成28年度 年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）について

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112

「一億総活躍社会」の実現に向け、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、高齢者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者 平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

支給額 支給対象者1人につき 30,000円

申請期間 平成28年4月18日（月）から平成28年7月20日（水）まで

「臨時福祉給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐欺”にご注意ください。

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号やマイナンバーなどの個人情報を照会することは、絶対にありません。

※ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

ねんきんだより

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予（先送り）される「学生納付特例制度」があります。

○未納期間を作らないようにしましょう

保険料を納付せずに学生納付特例の申請もしなかった期間は未納扱いとなってしまう可能性があります。未納にしてしまうと万が一のとき（病気やケガで障害年金が受け取れなくなる可能性があります。もしものために、保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

○学生納付特例期間は将来受け取る年金額には反映されません

学生納付特例期間は将来受け取る

年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。しかし、10年以内に保険料を納付（追納）することで年金額に反映させることができます。

◇平成28年度の学生納付特例申請書の送付について

学生納付特例制度により、平成27年度に保険料納付を猶予されている方で、平成28年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付しています。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成28年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

熊谷年金事務所	048(522)	5012
保険健康課	0495(77)	2113
地域総務課	0274(52)	3271